保育所等の教育・保育給付認定申請・利用申請、認可外保育施設・預かり保育等の無償化申請ができる方

小学校就学前のお子さんで（原則生後3ヶ月以上）、保護者が次のような状況にあり、保育施設での保育を必要とする場合に利用することができます。

保育の必要な事由	具体的な保護者の状況	利用期間	必要な書類
就労 ※1※2	**月64時間以上（休憩を含む※2）**就労している、または就労の予定がある（家事手伝いは不可）	仕事をしている期間	**就労証明書（就労予定を含む）**※入所希望月の前3ヶ月以内のもの（2月・3月入所は証明日が10月以降のもの）
産前産後 ※3	妊娠中や出産後まもない	出産予定月の前2ヶ月から、「出産予定月の後2ヶ月」または「出産日から8週間経過する日の翌日が属する月」の遅い月の末日まで	母子手帳の写し※表紙（氏名等を記載したもの）及び分娩予定日を記載したページ
疾病等	保護者が疾病、負傷、身体や精神に障がいがある（診断書による入所は、**原則2週間に1度**通院していることが必要）	療養等に必要な期間	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の方は手帳の写し（その他の方は診断書（保育認定用））
親族介護	同居親族を常時介護、または看護している（診断書による入所は、**原則2週間に1度**通院していることが必要）	介護・看護に必要な期間	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の方は手帳の写し（その他の方は診断書（保育認定用））
災害復旧	災害を受け、家屋の復旧等にあたっている	必要な期間	り災証明書の写し
求職活動 ※4	求職活動を継続的に行っている	仕事を始めるまで（最長2ヶ月間）	求職申立書
就学	学校や職業訓練校等に通っている	在学期間	在学証明書　または　学生証の写し
虐待・DV避難	児童虐待や、配偶者等からのDVの恐れがある	必要な期間	子育て支援課までお問い合わせください

※1　育休復帰による申請の場合、入所希望月内に職場復帰していただく必要があります。（保育所等）

※2　他市町村（大分市など）では休憩を除く実労働での認定となっている場合がありますのでご注意下さい。

※3　入所・利用のきっかけとなった事由が「産前産後」の場合、継続しての入所・利用はできません。
利用期間満了後は一度退所・利用終了していただき、再度新規の申し込みが必要になります。

※4　1世帯につき、同一年度に1度しか利用できません。

※5この表の他にも、必要に応じて証明書等をお願いする場合があります。

在園児の「保育の必要な事由」が育休に変わる場合の認定期間は、出生したお子様の1歳のお誕生月までとなりますのでご注意下さい。

お問い合わせ

【　この案内の内容に関する問合せ　】

〒879-5498　由布市庄内町柿原302番地
由布市役所　子育て支援課　097-582-1262（直通）